

◎五島市事業継続支援金FAQ

1.総論

No.	質問	回答															
1-1	五島市事業継続支援金とはどのようなものか。	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県下全域への特別警戒警報や県独自の緊急事態宣言の発令されたことに伴い、事業収入が減少した県内中小事業者に対し、事業継続を支援するために給付するものです。															
1-2	中小事業者とはどんな事業者か。	<p>中小企業基本法に基づく下記表のうち、「資本金の額又は出資の総額」又は「常時雇用する従業員の数」のいずれかを満たす事業者です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金の額 又は出資の総額</th> <th>常時使用する 従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>②卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>③サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>④小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数	①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	③サービス業	5,000万円以下	100人以下	④小売業	5,000万円以下	50人以下
業種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数															
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下															
②卸売業	1億円以下	100人以下															
③サービス業	5,000万円以下	100人以下															
④小売業	5,000万円以下	50人以下															
1-3	どのような場合にこの支援金を申請できるのか。	申請要領p1「イ.申請要件」を参照下さい。															
1-4	どんな業種が対象となるのか。	申請要領p4を参照ください。幅広い業種が対象となりえます。															
1-5	支援金を支給できない事業者とはどのようなか。	<p>原則として、要件に合致していれば業種を問わず対象となります。但し、国に準じ以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税法別表第一に規定する公共法人 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者 ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体 ・上記のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと五島市長が判断する者 															
1-6	申請には、どういった書類が必要か。	「申請書類チェックシート」を参照ください。また申請要領p3「その他留意事項」も参照ください。															
1-7	この支援金の申請期間はいつか。	令和3年10月11日（月）から令和3年11月30日（火）消印有効です。															
1-8	どこに申請すればいいのか。また、申請書類はどこで入手できるのか。	申請先及び申請方法は申請要領p2「申請方法」、申請書類の入手については、申請要領p2「支援金の申請に必要な書類の入手方法」を参照ください。															
1-9	要領に「法人の場合は本社所在地、個人事業者の場合は住民票上の住所が五島市内にあること」と記載があるが、いつ時点で判断するのか。	令和3年8月6日時点（外出自粛要請の前日）時点での所在地・住所で判断します。															

No.	質問	回答
1-10	複数の店舗がある場合、店舗の数だけ申請できるか。店舗ごとの申請ではないのか。	本支援金は事業者単位で申請いただき、1事業者あたり1回の申請となります。
1-11	月間事業収入とは、影響を受けた店舗のみの収入でよいか。	対象店舗の事業収入ではなく、事業者の事業全体の収入を指します。
1-12	持続化給付金や家賃支援給付金など新型コロナウイルス感染症に関連する給付金等は月次支援金の給付額算定における事業収入に含めるのでしょうか。	支援金の給付額の計算や対象月の該当性判断に当たって、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金、補助金が含まれる月はその額を控除ください。なお、新型コロナウイルス感染症対策に関連しない国又は地方公共団体から得た給付金、補助金、助成金等については、控除できませんので、適切に申請してください。
1-13	売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により、2021年の対象月の売上が減少している場合は給付対象になりますか。	支援金は、長崎県独自の緊急事態宣言等の発令に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて、売上が減少している法人や個人事業者に対して、事業の継続・雇用の維持を支援するため、事業全般に広く使える資金を迅速かつ公正に給付することを目的としています。そのため、質問内容のように目的に該当しない場合は、給付対象とはなりません。
1-14	申請額はどのように計算するのか。	①2020年または2019年の8月の月間事業収入－2021年8月の月間事業収入 ②2020年または2019年の9月の月間事業収入－2021年9月の月間事業収入 の合計が、申請額となります。 ただし、減少率が20%未満の月は0円とします。また申請額の千円未満の端数は合計した後に切り捨てます。1か月の限度額は10万円で、2か月合計で最大20万円の給付となります。 2019年1月1日から2021年3月31日までの開業者は、申請要領p3の「その他留意事項」等を参照してください。
1-15	事業収入の減少率はどのように計算するのか。	「(①2020年または2019年の対象月の月間事業収入－②2021年の対象月の月間事業収入)÷①×100」を%で表したものが減少率となります。減少率は小数点以下を切り捨てます。 ※減少率が20%未満の場合、申請額は0円となります。
1-16	国の月次支援金や時短協力金と一緒に受給できるのか。	月次支援金と本支援金との併給は可能です。減少率50%以上の月がある事業者は、月次支援金の申請をおすすめします。なお、2021年8月、9月において五島市の時短協力金の対象事業者は、本支援金の給付はできません。

2.申請要件等

No.	質問	回答
2-1	法人の本社所在地は五島市内にあるが、店舗は市外の場合、支援金の対象となるか。	本社が五島市内にあるため、その他の要件を満たせば対象となります。
2-2	法人の本社所在地は五島市外にあるが、店舗は市内にある場合、支援金の対象となるか。	本社が市外にあるため対象となりません。
2-3	8月、9月のうち1か月でも、20%以上で減少していれば、20万円もらえるのか。	本支援金は事業収入減少額方式のため、額一律の支給ではありません。また、申請額は月ごとの申請額及び減少率から算定します。(例：8月の減少率は40%、9月の減少率は10%の場合、8月分のみが支給対象月となり、減少額に応じて最大10万円の申請となります)
2-4	比較対象とする年は異なる年でもよいか。	対象年が異なる申請も可能です。(例：2019年8月、2020年9月とそれぞれ比較することも可能)

No.	質問	回答
2-5	取引のある飲食店・遊興施設が、営業時間短縮要請に全期間協力していることが必要となるのか。	全期間、営業時間の短縮に協力していることが申請要件となります。 ・8/10～9/12 営業時間：午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで） ※「ながさきコロナ対策認証店」は、営業時間は午後9時まで（酒類の提供は午後8時まで）
2-6	2019年～2021年に創業した事業者であるが、申請額はどのように参照するか？	2019年1月1日から2021年3月31日までに開業した者は、申請要領p3その他留意事項を参照ください。
2-7	令和3年8月に開業したが対象になるか。	令和3年4月1日以降に開業した事業者は対象となりません。
2-8	事業継承の場合、対象月の取扱はどのようになるのか。	事業継承した場合は、特例として以下のとおり申請額を算出します。 事業を以前行っていた者の2020又は2019年の月間事業収入 —事業継承を受けた者の2021年月間事業収入
2-9	飲食店で、時短要請協力金（令和3年8月10日～9月12日）の対象だったが、協力しなかったため協力金はもらっていない。一方で事業収入は30%以上減っているがこの支援金の対象となるか。	時短要請協力金の対象となる事業者は、協力金を受給していても本支援金の対象にはなりません。
2-10	宿泊業、タクシードライバーは対象となるのか。	申請要領p4を参照ください。幅広い業種が対象となりえます
2-11	時短営業に協力した飲食店に不動産を賃貸しているが、家賃を減免して不動産収入が20%以上減った場合対象となるのか。	不動産賃貸を業として、事業収入の申告をしている場合、対象となりえます。
2-12	趣味の家庭菜園で作った野菜を知人に安価で譲ってる。対象になるか。	対象になりません。支援金の対象は、事業を営む中小事業者です。なお、事業者であることを確認するため、申請時には確定申告書（写し）等が必要です。

3.提出書類等

No.	質問	回答
3-1	本社所在地（個人事業者の場合は住民票上の住所）と店舗の所在地、どちらを申請書に記入すればよいか。	申請書には、現在の本社所在地（個人事業者の場合は住民票上の住所）、令和3年8月6日時点のもの、現在の店舗の所在地を記載する欄がありますのでご注意ください。なお、誓約書兼同意書には、現在のものを記入してください。
3-2	添付書類の確定申告書の写しについて、確定申告義務がない場合はどうすればよいか。	住民税申告書類の控えの写しを添付してください。「申請書類チェックシート」の③も参照ください。
3-3	添付書類に必要な「営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類」とはどんなものが必要か。	「県の営業時間短縮要請に協力した県内の飲食店等と直接・間接の取引がある場合」と「外出・移動自粛要請により直接的な影響を受けた場合」で必要な書類が異なります。申請書類チェックシート⑦や本FAQ3-4以降もご確認ください。
3-4	「No.2-5」の事業者であるが、R3.8.10からの時短営業のお願いに協力したことを示す資料とはどのようなものか。	時短営業することを告知する貼紙等が確認できる写真、HP、SNSの写しを添付して下さい。 ※「⑦営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類の例その1」を参照
3-5	営業時間短縮要請に協力した飲食店等と取引があり、その影響を受けたため申請するが、「直接取引を確認する資料」とはどのようなものか。	販売先との反復・継続した取引を証する資料であり、売上げ台帳の帳簿、請求書、領収書等の帳簿書類に加え、その取引に関する入出金記録が記帳された通帳の写しを添付してください。
3-6	営業時間短縮要請に協力した飲食店等と間接的に取引があり、その影響を受けたため申請するが、「間接取引を確認する資料」とはどのようなものか。	上記「3-5」に加え、下記①または②のいずれかを添付してください。あわせて「⑦営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類の例その1」を参照してください。 ①直接取引先A社が県内の営業時間短縮要請の協力飲食店Bに出した請求書等の写し ②直接取引先A社が申請者から購入した商品を協力飲食店Bに納入したことを認める誓約書類（任意様式）
3-7	間接の取引の場合、いくつ先の取引先まで対象要件の範囲となるのか。	間接取引の数（間々接取引など）に制限はありませんが、すべての取引の繋がりを確認できるよう資料を添付する必要があります。
3-8	チェックリストの「⑦営業時間短縮等の影響を受けたことを証明する書類」が準備できないがどうすればよいか。	誓約書兼同意書での代替はできないことから、必ず証明資料を提出していただきます。
3-9	長崎県民にネット上でサービスを提供している事業者であるが、外出自粛の直接の影響を受けた事業者として支援金がもらえるか。	本支援金では、対面の取引がある事業を営んでいることが必要です。
3-10	時短営業を実施したことを示せる資料が無い場合、どのようにすればよいか。	誓約書兼同意書での代替はできないことから、必ず証明資料を提出していただきます。